

第26回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年7月25日(月) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4. 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第3号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告
について

日程第 9 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第10 議案第5号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）の
作成及び意見について

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第26回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

農政部会の皆様におかれましては、早朝からの会議に引き続いての総会ということで大変お疲れさまでございます。

また、委員の皆様におかれましては、牧草収穫作業等が一段落をし、現在はスラリー、肥料散布作業の最中だろうと思っておりますけれども、そのようなお忙しい中、第26回総会に全委員の出席をいただきまして大変ありがとうございます。

5～6日前の新聞報道によりますと、北海道の牧草の生育状況については若干の遅れがでてきているということですが、本町においては質、量ともほとんど影響がないのかなというふうに思っております。

また、今月10日の参議院選挙では、与党が過半数を超えたということで、これからの内閣改造後には、一時休んでおられました農業政策についても議論がされるのではないかと思いますけれども、今後の動向を注意深く見守っていききたいなと思っております。

本日は付議案件を5件提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っておりますし、総会終了後には、道内視察研修の案がまとまりましたので、そちらの方も協議をいただきたいと思っております。

以上、開催にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番永洞委員、4番穴吹委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受領したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は2件の現況証明願でございますが、浜農委28-6号の願い出人は、茶内栄〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内東1線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡で、住宅建設による地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。現地調査につきましては、白川英之委員、新井委員、百々委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は施設用地及び原野化している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委28-7号の願い出人は、茶内東1線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は茶内東1線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡で、牛舎増築による地目変更登記を目的とした現況地目確認の願い出があり、昨年10月1日開催の第15回総会で現況証明の議決を行ったものでございますが、業者に依頼し測量を行ったところ約〇、〇〇〇㎡の誤差が生じ、法務局への地目変更登記の手続きに不都合が生じてくるため、改めて現況証明を行おうとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号、浜農委28-6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委28-6号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委28-6号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委28-7号の質疑を行います。本案については、〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、浜農委28-7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委28-7号を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委28-7号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

日程第7 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、
又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設
定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受け
なければならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定1件の許可申請であります。整理番号1
は、西円朱別西26線〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇〇万〇、〇
〇〇㎡でございますが、この土地を、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ使用貸
借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては
農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたしま
す。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申
し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

7番橋場委員、お願いします。

橋 場 委 員	(補足説明あるも省略)
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8 議案第3号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第3号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第6条第1項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされております。</p> <p>農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農業生産法人としての要件を確認し、総会で決定することとされておりますが、確認すべき要件としましては、1点目の形態要件として、株式会社、有限会社、農事組合法人等のいずれかに該当しているか、2点目の事業要件として、主たる事業が農業であるか、3点目の構成員要件として、出資者である株主又は社員が、農地又は労働の提供者であるか、4点目の業務執行役員要件として、役員の過半が年間150日以上事業に従事する構成員で、さらにその過半が、60日以上農作業に従事しているかとなっております。</p> <p>本案は3件の届出で、整理番号1は、茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇</p>

〇〇〇〇、整理番号2は、姉別南5線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、浜中桜西〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式 農業生産法人要件確認書に記載のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全ての要件を満たしているものと思われまますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を整理番号順に行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を整理番号順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。

各 委 員

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

事 務 局 長

日程第9 議案第4号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

議案第4号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの買入1件と〇〇〇との賃貸借権設定4件に伴う農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利の移転を受ける者は、茶内東1線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を売買による所有権の移転を受けようとするものでございます。

次に、整理番号2から5につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇との賃貸借によるもので、整理番号2の対象地は、茶内基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内東1線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号3の対象地は、茶内基線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を茶内東1線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号4の対象地は、西円朱別西14線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇

万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を西円朱別西17線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号5の対象地は、西円朱別西18線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を茶内緑〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、整理番号1から5で〇〇〇〇委員と私が、整理番号3で〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。議案審議の方法といたしましては、整理番号1, 2, 4, 5の質疑、採決を行い、続いて整理番号3の質疑に入りたいと思います。

それでは、これから、整理番号1の質疑を行いますので、ここで〇〇〇〇委員と私は退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
9番松家委員。

松家委員 権利の移転を受ける〇〇さんですが、住所が西円朱別ではなく茶内市街になっているのはどういった理由からでしょうか。

農地係長 お答えいたします。
いずれは離農された〇〇さんの住宅に住まわれるようですが、まだその準備が調っておらず、現在は茶内市街から通いで営農にあたっているようです。

職務代理 他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1, 2, 4, 5の順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

職 務 代 理 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

職 務 代 理 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3の質疑を行います。〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

8番嵯峨委員。

嵯 峨 委 員 世帯員の数が計〇人となっていますが、その内訳を確認したいのでお聞かせください。

農 政 係 長 〇〇さんのお宅には〇さんの世帯のほかに〇さんのお父さんの両親がいらっしゃいますが、この方々は住民票上別世帯になっておりますので、この欄ではカウントしておりません。この〇人の内訳としましては、〇さん夫婦と〇人のお子さんと〇さんの御両親、合わせて〇名となっております。

職 務 代 理 他に質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

職 務 代 理 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員、〇〇委員入室、着席)

議 長

日程第10 議案第5号農地中間管理事業による農用地利用配分計画(案)の作成及び意見についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号農地中間管理事業による農用地利用配分計画(案)の作成及び意見について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項ないし第3項では、「農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができ、また、その農用地について、農用地利用配分計画案の作成及び提出を市町村に求めることができる。」とされており、さらにその際、必要があると認めるときは農業委員会の意見を聴くものとされています。

この度の案件につきましては、先月の第25回総会で議決をいただいた〇〇〇〇氏所有の農地中間管理機構への貸付地について、北海道農業公社が事前に公募を行っていた借受希望者に対し、営農状況等の調査、現地調査などを行い、問題がなければ、借受希望者に対する農用地利用配分計画案を作成し、審議の結果、意見を添えて北海道農業公社に提出しようとするものでございます。

まず、整理番号1は、姉別南4線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に農用地を貸し付けるもので、対象地は姉別南6線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。次に、整理番号2の借受者は、姉別南4線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、対象地は姉別南5線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号3の借受者は、姉別南6線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は姉別南6線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号4の借受者は、姉別南6線〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は姉別南5線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、整理番号5の借受者は、姉別南5線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別南6線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡、整理番号6の借受者は、姉別南5線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別南6線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号7の借受者は、浜中桜西〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は姉別南6線〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

以上のとおり、農用地利用配分計画（案）を作成し、別紙意見書を付して浜中町長を経由し、北海道農業公社に提出しようとするものでございますが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を整理番号順に行います。
まず、整理番号1について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。

		よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号5を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員		(異議なしの声)
議長		異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号6を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員		(異議なしの声)
議長		異議なしと認めます。 よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号7を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員		(異議なしの声)
議長		異議なしと認めます。 よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。
事務局長		日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。 次回総会日程については、8月29日、月曜日、午後1時からを提案いたします。
議長		事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8月29日、月曜日、午後1時からということよろしいでしょうか。
各委員		(異議なしの声)
議長		異議がないようなので、次回総会日程については、8月29日、月曜日、午後1時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第26回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦勞様でした。

閉会時刻 午前11時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 3番 永洞 忠志

浜中町農業委員会 4番 穴吹 栄

農地法第3条調査書

調査日：平成28年7月15日

第26回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (使用貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	橋場委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の賃貸借する農地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第26回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		① 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		② 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第26回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号2 (賃貸借)

賃貸人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		③ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		④ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第26回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号3 (賃貸借)

賃貸人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	賃借人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑤ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑥ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第26回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号4 (賃貸借)

賃貸人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑦ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑧ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第26回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号5 (賃貸借)

賃貸人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑨ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑩ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—